

# 弁護団通信 第4号

東京都台東区東上野3-28-4 スカイハイツ504号  
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団

通信責任者

弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

2013年5月31日発行

- 1 弁護団ニュースの発行に寄せて  
請求と訴訟の動き
- 2 第2次提訴説明会のお知らせ  
「時効」についての注意!
- 3 避難生活費用についての一覧表  
計報  
今後の予定
- 4 避難生活費用についての一覧表

## 弁護団ニュースの発行に寄せて

事故から2年が経過しました。皆様、不自由で、先行きの見えない苦しい生活に耐えてこられたと存じます。ご苦労様です。ニュースの第4号をお届けします。発行が遅くなったことをお詫び申し上げます。

## 請求と訴訟の動き

当弁護団では、

- ◆東電に対する直接請求を行って交渉を継続すると共に、  
原発周辺地域の皆様で避難をされている皆様の東電に対する「避難者訴訟」、
- ◆いわき市民が事故直後に混乱と困窮のただ中に置かれたこと及び低線量被ばくによる健康不安を抱えて生活を継続していることについて国と東電に恒久対策を求めるための「元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟」を提訴しています。

(1) 直接請求の場面においては、最新の交渉は5月22日に行っており、この日に第7次請求の追加を行いました。

(2) 避難者訴訟は、提訴の直後から、「訴訟救助」が問題になっています。裁判では、訴えを起こすと、訴えの額に応じて「収入印紙」を裁判所におさめなければなりません。しかし、収入印紙の額は、本件の場合、不動産の賠償請求では、164,000円となってしまう高額です。避難をしている人にそのような金額の支払いを求めるべきではない。こうした手続きとして、収入印紙をおさめなくともよいと裁判所が決定するのが「訴訟救助」の手続きです。

本件では、裁判所（福島地裁いわき支部）が、避難者の皆さんの家計や資産の詳細を把握した上で訴訟救助を出すという態度であり、容易に訴訟救助を認めないことから、弁護団と裁判所のやりとりが続いており、昨年12月3日の提訴以来、時間が経過しています。現状、まもなく裁判所から決定が出て、いよいよ初回の裁判の日程が決定する見通しです。

- (3) 「元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟」は、今年3月11日、福島地裁いわき支部に、原告822名（336世帯）での提訴を行いました。
- ① 原告全員について、事故後、被告ら

が、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円を請求する。

- ② 本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員について、慰謝料として金25万円を請求する。
- ③ 本件事故当時妊婦であった原告全員について、慰謝料として金25万円を請求する。以上が請求内容です。なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

この訴訟については、収入印紙については納める方針ですからその問題はありません。裁判所の要望に応じて裁判のプリントの訂正などを行いながら、避難者訴訟の初回期日の決定を見ながら、初回の裁判の日を決定する方針です。

### 第2次提訴説明会のお知らせ

避難者訴訟は、訴訟救助の手続きで遅延し、裁判もなかなか開くことが出来ない状況です。

しかし、被害者の被害救済は待たなしです。そこで、当弁護士団は、東電との間で一部合意が成立した方、ご自分で包括請求まで進められている方などから、7月段階で第2次提訴を進めることにしました。

つきましては、皆様に、下記の要領で訴訟の説明会を行いたいと存じます。

みなさまにおかれましては、この説明会にご参加をお願いしたいと存じ、ご案内する次第です。よろしくご参加ください。

#### 記

日時 2013年6月19日  
14時30分～17時  
場所 いわき文化センター  
内容 この間の経緯、提訴の内容、提訴後の見通しなどについて弁護士から説明 その後質疑、意見交換

### 「時効」についての注意！

東京電力は時効の主張を放棄するとは明言していません。今後、時効の主張をする可能性があります。当弁護士団では、時効の中断をするよう申し入れを行っています。

原発事故から2年が経過し、「賠償請求が時効で消滅してしまうのではないか？」という心配をされている方も多いと思います。一方、今年の1月10日に、東京電力の広瀬社長が、福島県の佐藤知事に対し、「時効の主張はしない」と告げたとの新聞報道があることから、

賠償請求は時効にかからないと考えている方もいらっしゃると思います。

しかし、注意していただきたいのは、東京電力は、今年の2月4日に、「消滅時効についての弊社の考え方」と題した公式発表の中で、「柔軟な対応をする」と言いつつも、時効の主張を放棄するとは

明言しておらず、むしろ時効制度を前提とした説明もしていることです。言い換えれば、「東京電力は時効の主張をする可能性はある」ということです。これまでの東京電力の対応からわかるとおり、全く油断することはできません。

また、東京電力は、「時効は損害の項目毎に完成する」という考え方に立っています。皆さまが東京電力へ請求をして、東京電力が一定の金額を支払う場合、時効が中断するのですが（法律的には、債務の承認といいます）、この時効の中断は、請求した項目にしか効果が及ばないというのです。つまり、皆さま方の損害は、避難費用、慰謝料、財物、不動産など多岐に渡りますが、「とりあえず慰謝料の請求をしたから、他の項目についても時効は中断するだろう（時効は完成しないだろう）」と考えていると、慰謝料以外に項目について時効は完成してしまうのです。

このような事態を回避するため、当弁護団では、先日（平成25年4月26日）実施された東京電力との集団交渉の場において、「少なくとも、当弁護団が委任を受けて請求や裁判をしている被害者の方については、すべての損害項目について、時効が中断する（時効が完成しない）ことを確認せよ」との申し入れを行いました。未だ東京電力から回答はありませんが、もし、不当な回答が出されれば、マスコミ発表等を活用しながら、強く抗議することを予定しております。弁護団としては、すべての被害者が消滅時効の完成から守られるべきだと考えますので、本件事故の被害に関しては時効制度が適用されないという、立法などの

整備が求められるところです。この時効の問題については、引き続き、当弁護団ニュースなどを通じて、随時、皆さま方へ情報提供を図って参ります。

### ■ 避難生活費用についての一覧表

当弁護団では、これまで、90世帯を超える皆さま方の損害賠償について、東京電力に対し集団請求を行って参りました。そこで今回、当弁護団が集団請求を通じて蓄積したノウハウ（東京電力はどの項目について支払いを認めているのか？領収書がない場合でも支払いを認めることがあるのか？など）について、一覧表（4面掲載）にまとめましたので、今後の請求の際に、是非、ご参考にして下さい。

なお、東京電力側の担当者によって、対応が若干異なる場合がありますので、何かご不明な点がございましたら、担当弁護士あるいは弁護団本部（TEL:03-5812-4671）までご相談下さい。

### 訃報

本年5月7日、弁護団事務局次長の秋元理匡弁護士が急逝されました。秋元弁護士は弁護団結成から献身的に弁護団の活動に参加してくれました。ご冥福をお祈りします。

### 今後の予定

- 6月16日 午後3時  
いわき市社会福祉センター  
原告団と弁護団の協議会
- 6月19日 第2次提訴説明会  
(詳細は2面をご覧ください)
- 6月24日 午前11時 東電本社  
東電交渉

## 避難費用、避難先購入品目等の請求に対する東電の対応

(○…支払う、△…条件によって支払う、×…支払わない)

平成25年5月・福島原発被害弁護団作成

費目	東電が認めるか否か	証拠	備考(拒否理由など)
住居費(アパート賃料)	○	契約書	ただし保険料、共益費は○だが、礼金、敷金、鍵交換代は×
駐車場代	○	領収書	
交通費(ガソリン代、タクシー代)	△	領収書無くても可	避難および一時立ち入りに用したもののみ○、その他は慰謝料に含まれるから×
新規自動車購入代	×		資産取得になるため×
車両部品(スタットレスタイヤ、ホイール)	○	領収書	
宿泊費	△	領収書	一時立ち入りに要したもののみ○
親戚宅への謝礼	△		1世帯1泊2000円(1カ月6万円)を上限、現金でなくお菓子代でも可
自転車	○	領収書	①品目によっては1度しか請求できないものがある(例えばテレビ)、②家電等で、領収書を紛失している場合、保証書があれば、領収書の代替になる。保証書も紛失している場合、品物の全体写真および型番号がわかるシールの写真で代替可能。
家具(棚、ベッド、カーテン、ソファ、テーブル、靴箱、椅子など)	○	領収書	
衣料品(下着、洋服、マフラー、ジャンパー、靴、バック、パジャマ、枕など)	○	領収書	
布団類	○	領収書	
家電(テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、炊飯器、掃除機、エアコン、便座、電動髭剃、コタツ、ヒーター、ドライヤー、電気ポット、浄水器、パソコン、プリンター、洗濯機、エスプレッソメーカー、ブルーレイプレイヤー、デジカメ、扇風機、時計、除湿機、電気カーペットなど)	○	領収書	
日用品(調理器具、文房具、トイレ用品、バス用品、掃除用具、洗濯用品、スポーツ用品、収納用品、暖房用品、ペット用品、医薬品、化粧品、傘など)	○	領収書	
食費(水、米、野菜など)	×		慰謝料に含まれるため×
理髪料	×		
電話代	×		
電気代	×		
水道代	×		
ガス代	×		
書籍代	○	領収書	
通院費	△	領収書	避難との関連性が証明されれば○
医療費	△	領収書	避難生活が原因で体調不良になったとの診断書があれば○
送料(宅急便代)	△	領収書	避難に関連するもののみ○
放射線測定機	○	領収書	ただし1世帯1台限定
コインランドリー代	○	手書き利用履歴メモでも可	
銭湯代	○	手書き利用履歴メモでも可	
クリーニング代	○	領収書	